



ネイチャーゲーム婚活、楽しそうですが29歳までの年齢制限は少し厳しいかな、と思いました。最近の若い方は30代になってから婚活する真剣な気持ちになるのでは？



香南市こどもよさこい連合会に参加した子どもたちの笑顔が生き生き！ひと夏のいい経験になったのだなと嬉しく見せていただきました。

・期間入札による不動産公売

南国・香南・香美租税債権管理機構、高松国税局による不動産の合同公売会を開催します。「公売」とは、滞納税等に充てるために差押財産を売却することです。滞納を解消し、行政サービスを支える財源を確保するためにも、多くの方のご参加をお待ちしています。

■日時/11月7日(火) 8時30分～11月13日(月)17時

■入札会場/【郵送入札】機構物件は南国機構宛て、国税物件は高松国税局徴収部宛て郵送。【窓口入札】機構物件は南国市、香南市、香美市、南国機構の入札窓口へ持参。国税物件は高松国税局6階入札窓口へ持参。

■公売保証金納付期限/入札しようとするときまで

※高松国税局は令和5年11月13日(月)14時まで。機構物件は南国機構の指定口座への振り込みまたは機構窓口への払い込み。国税物件は高松国税局の指定口座への振り込みまたは入札窓口での払い込み

■開札期日/11月15日(水)10時

■買受代金の納付期限/12月6日(水)14時

■入札に必要なもの/買受適格証明書(農地に入札する方)・陳述書等(暴力団員等ではない旨の申し立て)・身分証明書(運転免許証等の写し)・代理人の場合は委任状(法人の代表者以外が入札する場合を含む)・法人の場合は商業登記簿登記事項証明書(発行後3カ月以内のもの)・公売保証金納付申出書兼返還請求書(南国機構のみ)・公売保証金振込通知書兼払渡請求書(高松国税局のみ)

※必要書類は各執行機関のホームページから取得できます。必要書類は入札書(入札書提出用封筒に入れて密封)とともに提出してください

■現地案内・物件情報/公売の現地案内は個別に対応します。ご希望の場合は各執行機関にお問い合わせください。また、公売物件の情報や必要書類については各執行機関のホームページで確認いただけます。不明な点は各執行機関にお問い合わせください。

■問い合わせ/
▶南国・香南・香美租税債権管理機構 ☎088-855-6776
・ホームページ <http://www.union.nankoku-kikou.lg.jp>
▶高松国税局 ☎087-831-3111
・ホームページ <https://www.koubai.nta.go.jp>



福祉

児童手当支給日

児童手当の10月定期支給日は10月10日(火)(6月分～9月分)です。個別に支払通知はしませんので、通帳で入金を確認をお願いします。

■問い合わせ
市役所市民保険課



高齢者

後期高齢者医療制度の歯科健診を受けましょう

後期高齢者医療の被保険者を対象に、歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態等をチェックし、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等につなげるため、歯科健診を実施します。

■対象 高知県後期高齢者医療に加入している方
※6カ月以上継続して入院中の方、介護施設等に入所中の方は対象外です

①前年度75歳年齢到達者(昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの方)と令和4年度に後期高齢者医療の歯科健診を受診した方には、受診券を事前発送します。



教育

特定教育・保育施設への入園・入所申し込みについて

令和6年度の特定教育・保育施設(幼稚園・保育所等)への入園・入所申し込みの受け付けを行います。申請書類を持参のうえ、受付期間内に必ずお申し込みください。

※書類が不足している場合は受け付けできません

■申請書類の配布場所
市教育委員会(こども課、本庁1階(総合受付付))、各支所、各保育所・幼稚園、市内の認定こども園・地域型保育施設で10月2日(月)から配付。

■受付日時
11月1日(水)～14日(火) 8時30分～17時15分
※11月9日(木)、10日(金)は20時まで受け付け。土日曜日、祝日を除く。受付期間終了後は二次選考となります

■受付場所 本庁舎6階
市教育委員会(こども課)
※令和5年度中に入所申し込み後、保留となっている方で、令和6年度4月から入所希望の方は新たに令和6年度としての申し込みが必要です
※すでに通園しているお子さんについては新たに申し込みは不要ですが、転園を希望する場合は転園申込書の提出が必要です



その他

10月15日～21日は違反建築防止週間です!

この週間は住民の皆さんに建築基準法の目的等について知っていただき、違反建築の防止を図るとともに建築に関する取り組みを行うことにより、建築物の安全性の確保と良好な住環境をつくることを目的として全国的に行っているものです。

◆建築確認申請の手続きは着工前に!

都市計画区域内(野市町全域・香我美町および夜須町の一部)で建築物を新築、または10mを超える増築をする場合、着工前に建築確認申請を提出し、確認済証の交付を受ける必要があります。

また、都市計画区域外(吉川町および赤岡町全域・香我美町および夜須町の一部)でも、10mを超える増築をする場合、着工前に建築確認申請を提出し、確認済証の交付を受ける必要があります。

2023年漁業センサスにご協力をお願いします

この調査は、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握し、新しい水産基本計画に基づく水産行政施策の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。漁業の現状を知り、将来を考慮するための大切な調査です。ご協力をお願いします。

■調査期日
令和5年11月1日現在で実施

■調査対象 調査期日前1年間に、利潤や生活の資を得るために、生産物を販売することを目指す事業所

■調査方法 10月中旬から調査員が配布する調査票に記入またはインターネットによる回答

■問い合わせ
市役所企画財政課

② ①以外の方は、市民保険課や広域連合に申し込みをすることで受診券が発行され、健診を受けることができます。

■健診実施期間
10月1日～令和6年2月29日

■費用
無料(実施期間内に1回のみの治療が必要な場合の治療費や、回目は自己負担となります)

■実施機関 受診券に同封の実施機関一覧表に記載されている登録歯科医療機関

※お手元に実施機関一覧がない場合はお問い合わせください

■受診方法 郵送で受診券(受診券・問診票・実施機関一覧表のセット)が届きます。実施歯科医療機関に連絡し、健診の予約をしてください。

■持ち物 被保険者証、受診券、問診票、入れ歯(持っている場合)、お薬手帳

■健診項目
①歯の状態 ②咬合の状態(かみ合わせなど) ③咀嚼機能
④舌・口腔機能 ⑤嚥下機能
⑥口腔乾燥 ⑦粘膜炎の異常
⑧口腔衛生状況
⑨歯周組織の状況 ⑩問診

■健診結果
健診当日、受診した歯科医院で結果説明があります。

■問い合わせ
市役所市民保険課

相談

生活サポートセンター(こうな)では、生活の中で困っていること・悩んでいることなどを広くお伺いし、相談内容によって適切な専門機関の紹介や事業の紹介をさせていただきます。こんな悩みを抱えていませんか?

①仕事のこと: 仕事が見つからない、適職が分からないなど

②すまいと生活のこと: 家賃が払えなくなる、お金の管理が苦手など

③こころのこと: いつも不安だ、やる気が出ない、この病院にいけばいいか分からないなど

④法律等のこと: 借金をどうしたらいいか分からない、仕事をやめさせられそうなど

生活課題解決に向けた相談・支援の「はじめの窓口」です。お気軽にご相談ください。

■受付日時 月～金曜日 8時30分～17時15分

■相談場所 問い合わせ
市役所2階福祉事務所内生活サポートセンターこうな ☎50-6666

香南市原油価格等 高騰対策給付金

原油価格や電気・ガス料金の高騰の影響を受ける市内中小企業者等に対し、その影響を緩和し、継続的な事業活動の下支えを図ることを目的として「香南市原油価格等高騰対策給付金」を給付しています。

■対象 令和5年1月～8月いずれかの月の燃料費、電気料またはガス代が、令和3年または令和4年同月の同経費と比較して10%以上増加している、市内で事業を営む法人および個人事業者

※農林漁業を主として営む個人および法人(農業法人等)は対象外

■給付額(定額給付)
・中小法人等 10万円
・個人事業者等 5万円

■申請方法 原則郵送受け付け
※申請書は本庁舎各支所商工会配布。市ホームページからもダウンロード可

■申請期限 11月10日(金)

■問い合わせ
市役所商工観光課

10月1日は浄化槽の日

浄化槽は、微生物の働きを利用して家庭から出る汚れた水をきれいにすることから、地域の水環境を守る上でとても大切な設備です。浄化槽には「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」の2種類があります。

単独処理浄化槽は、トイレの排水だけを処理し、台所や洗濯、お風呂などの生活雑排水を未処理のまま側溝などへ放流しています。このため、多くの汚れた水が川や海へ流れ込むことになります。

合併処理浄化槽は、トイレの水だけでなく台所や洗濯、お風呂などの生活雑排水も含めて処理しています。

きれいな水環境を保っていくため、単独処理浄化槽をお使いのご家庭には合併処理浄化槽への切り替えをお願いしています。また、浄化槽が機能を十分に発揮し、微生物が働きやすい環境を保つためには、日ごろから正しい使い方を心がけることが大切です。定期的な保守点検および清掃、指定検査機関による年1回の法定検査を必ず受けましょう。

「浄化槽の日」を機会に、浄化槽の役割や正しい使い方を知り、美しい自然をみんなで守っていきましょう。

■指定検査機関 一般財団法人高知県環境検査センター ☎088-860-2400

■問い合わせ 市役所上下水道課 ☎57-8512